

平成17年度

食料・農業・農村白書のポイント

「攻めの農政」の実現に向けた改革の加速化



農林水産省

食料・農業・農村白書の刊行に当たって

～「攻めの農政」の実現に向けた改革の加速化～



農林水産大臣

中川 昭一

我が国は、経済のグローバル化が急速に進むなかで、人口減少局面に入りつつあるなど、大きな転換期を迎えています。このなかにあって、農業・農村は、食料を供給し、自然環境を保全するなど、国民の「いのち」や「暮らし」の基礎をなし、持続可能な社会を構築する上で、不可欠な役割を担っています。このため、その役割が十分発揮されるよう、食料・農業・農村施策について、「食料・農業・農村基本計画」（17年3月）や「21世紀新農政 2006」（18年4月）に沿って、「攻めの農政」に取り組んでいます。

この改革に当たっては、国民一人ひとりが望んでいる魅力ある商品やサービスを生産者が創り出すとともに、国民が農業・農村を支える取組に加わることで、によりお互いが強固な信頼関係を構築することが重要です。そのためには、「消費者あつての生産者」、「日本の農業あつての国民の健康・安全と満足」という双方向の観点を重視し、国民や関係者がそれぞれの役割を果たすために最善を尽くす（「Do! our BEST」）ことが重要です。

本年度の白書は、このような視点を踏まえ、食料・農業・農村をめぐる最近の情勢変化や農政改革にかかわる主要施策と現場での取組状況を明らかにすることにポイントをおいています。また、出来るだけ分かりやすく、親しみやすい内容となるように、最新のデータや事例、図表、写真、コラムを多数盛り込んでいます。

この白書が農政改革について、国民の皆様の関心と理解を深めていただける一助となれば幸いです。

平成18年6月

白書のポイント

農政改革について、国民の関心が高まるよう、新たな基本計画に基づく初年度（17年度）の主要施策の取組状況と課題を記述。

トピックス

P.1～P.2

- 食料・農業・農村基本計画に基づく農政改革の取組の加速化
- WTO農業交渉への取組
- 知的財産の活用等の推進と革新的技術の開発・普及
- 少子高齢化・人口減少局面での食料・農業・農村の動向～団塊世代に着目～

第Ⅰ章 望ましい食生活の実現と食料の安定供給システムの確立

P.3～P.8

主旨

食の安全や国民の健康の増進、食料の安定供給のための生産から消費までの取組の重要性を明らかにする。

- 食の安全及び消費者の信頼確保の取組
- 食育、地産地消の推進
- 食料産業の動向、食料自給率の向上
- EPA／FTA交渉

第Ⅱ章 地域農業の構造改革と国産の強みを活かした生産の展開

P.9～P.14

主旨

消費者ニーズにこたえ、やる気と能力のある担い手を育てる取組の重要性を明らかにする。

- 認定農業者・集落営農等担い手の育成・確保
- 「品目横断的経営安定対策」の取組
- 国産の強みを活かした生産、農産物輸出の取組の推進
- 環境保全を重視した農業生産の推進
- 需要に即した生産の推進

第Ⅲ章 農村の地域資源の保全・活用と活力ある農村の創造

P.15～P.18

主旨

農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上、都市と農村の共生・対流を促進する取組の重要性を明らかにする。

- 農村資源の現状と「農地・水・環境保全向上対策（仮称）」
- バイオマスの利活用、地域資源を活用した農村経済の活性化
- 都市と農村の共生・対流の促進

平成18年度の食料・農業・農村施策

P.19～P.20

食料・農業・農村基本計画に基づく農政改革の取組の加速化

農政全般の改革を早急に進めるため、17年3月に新たな基本計画が策定されました。

17年度は、戦後農政の大きな転機となる経営所得安定対策等大綱の決定等、具体的な取組が行政、農業者、事業者、消費者等の幅広い参画により積極的に推進されています。

食料・農業・農村基本計画に基づく農政改革の取組の加速化

食料・農業・農村基本法（平成11年7月）

基本法が掲げる4つの理念

○食料の安定供給の確保 ○多面的機能の発揮 ○農業の持続的な発展 ○農村の振興

新たな食料・農業・農村基本計画（平成17年3月）

改革に当たっての基本的視点

今後10年程度を見通す計画を策定し、計画期間中に取り組むべき改革の方向とその実現に向けた工程を明示

（改革の視点）

○効率的・効率的でわかりやすい政策体系の構築 ○消費者の視点の施策への反映
○農業者や地域の主体性と創意・工夫の発揮の促進 ○環境保全を重視した施策の展開
○農業・農村における新たな動きを踏まえた「攻めの農政」の展開

施策の総合的・計画的推進

工程表

（施策の具体化に向けた手順、実施時期の明示）

食料・農業・農村政策推進本部
（平成12年3月設置）

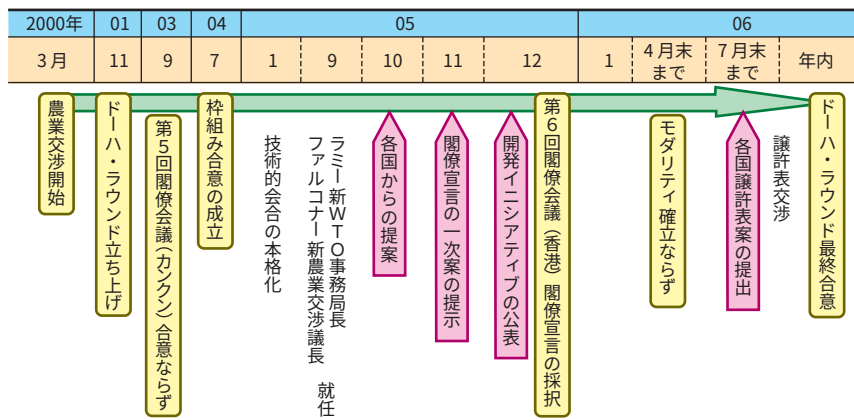
農政改革推進本部
（平成17年11月設置）

国、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、消費者・消費者団体等の具体的な取組の推進

WTO農業交渉への取組

2006年中の最終合意に向けWTO農業交渉が進められています。「多様な農業の共存」を基本理念とする我が国の主張が最大限反映されるよう、引き続き積極的に交渉に取り組めます。

WTO農業交渉の経緯と今後の見通し



WTO農業交渉における
主要国との会談の様子（香港）

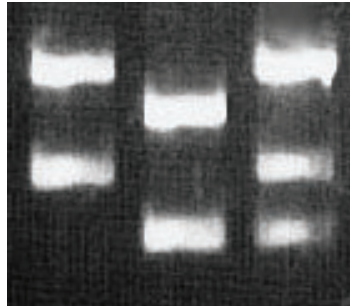
知的財産の活用等の推進と革新的技術の開発・普及

新規需要の創出や農業・食品産業の競争力の強化等を図るため、知的財産を活用した取組が重要となっています。このため、産学官の連携による技術の実用化、植物新品種の権利侵害への対応、地域ブランド化、革新的技術の開発・普及等が推進されています。

知的財産の活用と革新的技術の開発・普及の取組例



γ-アミノ酪酸（ギャバ）
含量の多い茶



DNA分析による
茶の品種識別

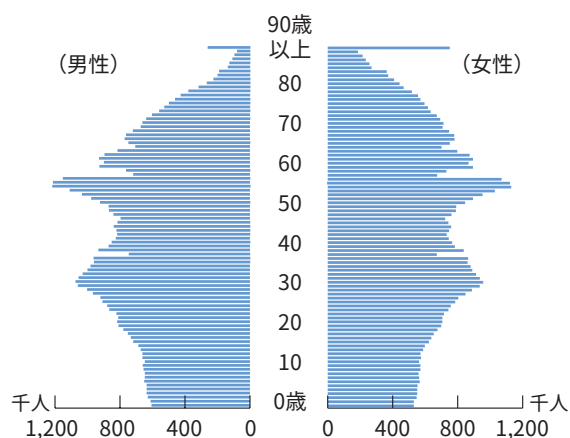


畑を計測し見張るロボット
フィールドサーバ

少子高齢化・人口減少局面での食料・農業・農村の動向～団塊世代に着目～

本格的な少子高齢化社会を迎えるなかで、定年退職を迎える団塊世代の経済社会に与える影響が注目されています。今後、食料・農業・農村分野においても、これら世代も含めた多様な消費者の特性や志向に着目した取組の推進が重要です。

我が国の人口構成の推計（平成16年）



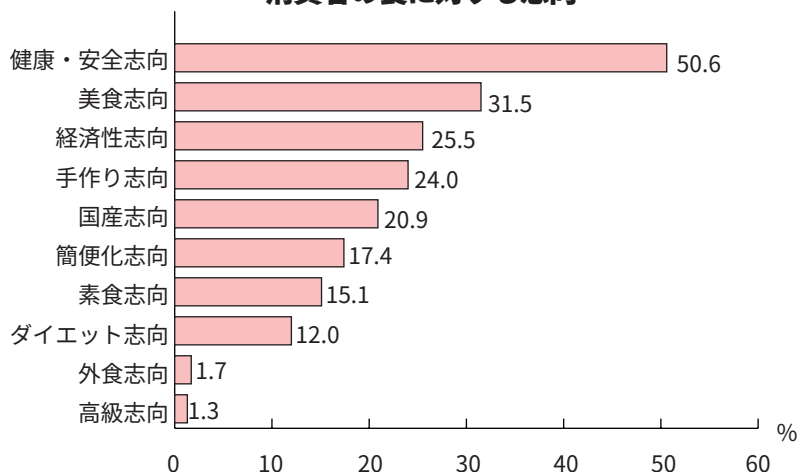
団塊世代等を対象とした農業研修の様子

第1節 食の安全及び消費者の信頼の確保の取組

食の安全確保に向けた取組と課題

国民の食の安全に対する関心が高まるなか、生産から消費までの各段階における食品の安全確保の施策や家畜衛生対策・植物防疫対策等「食の安全」を確保するための施策を幅広く講じていくことが重要です。

消費者の食に対する志向



事業者、生産者、消費者等が参画した
リスクコミュニケーションの様子

BSE、高病原性鳥インフルエンザ問題に対する取組

BSEについては、食の安全・安心を大前提に科学的知見に基づき対策を講じるとともに、情報提供やリスクコミュニケーションに努めることが必要です。

高病原性鳥インフルエンザ対策については、発生予防等の徹底と国際連携が重要です。

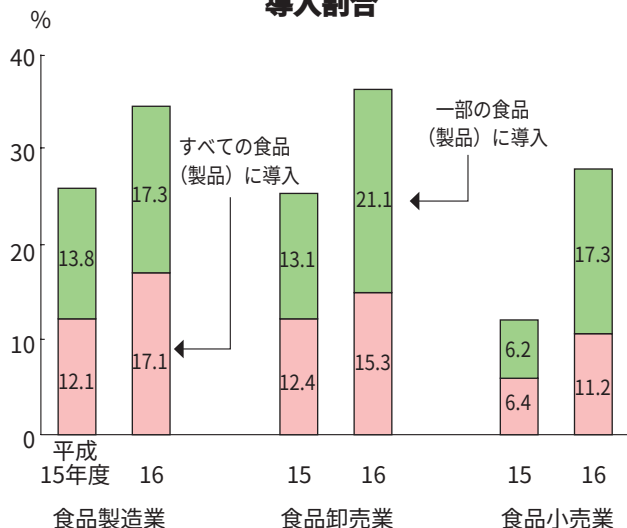
BSE発生以降の国内対策・米国産牛肉対応等に関する経緯

年月	国内対策	米国産牛肉対応等
平成13年 9月	・国内で初めてBSE確認	
14 6	・BSE対策特別措置法成立	
15 7	・新たな食品安全行政が発足	
12		・米国でBSE確認、即日輸入停止
16 8	・BSE対策の現状について意見交換会を開催(16年9月まで)	
9	・食品安全委員会が国内措置の検証結果の「中間とりまとめ」を公表	
10	・国内対策のあり方について意見交換会を開催 ・国内対策の見直しを食品安全委員会に諮問	・日米局長級会合で、国内の承認手続きを前提に、科学に基づいて双方向の貿易を再開する認識を共有
17 5	・食品安全委員会が「検査月齢見直しのリスクは無視できる又は非常に低い」と答申	・米国産牛肉等のリスク管理措置について意見交換会を開催 ・米国産等と国産牛肉のリスクの同等性について食品安全委員会に諮問
8	・BSE検査の対象月齢の見直し ・飼料規制の実効性確保の強化	
12		・食品安全委員会が答申 ・米国産牛肉等の輸入再開 ・米国産牛肉等への対応について説明会を開催
18 1		・米国産輸入牛肉に特定危険部位（せき柱）が発見されたことから、輸入手続きを停止
2		・米国が「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」を日本に提出
3		・日米専門家会合を開催
4		・米国からの報告書と我が国からの照会に対する回答等について意見交換会を開催

消費者の信頼の確保の取組

食に対する消費者の信頼確保に向けて、トレーサビリティ・システムの整備や食品表示制度の改善・充実、農業団体や食品企業の法令遵守の徹底、生産者と消費者の顔の見える関係づくり等に取り組むことが重要です。

食品産業におけるトレーサビリティ・システムの導入割合



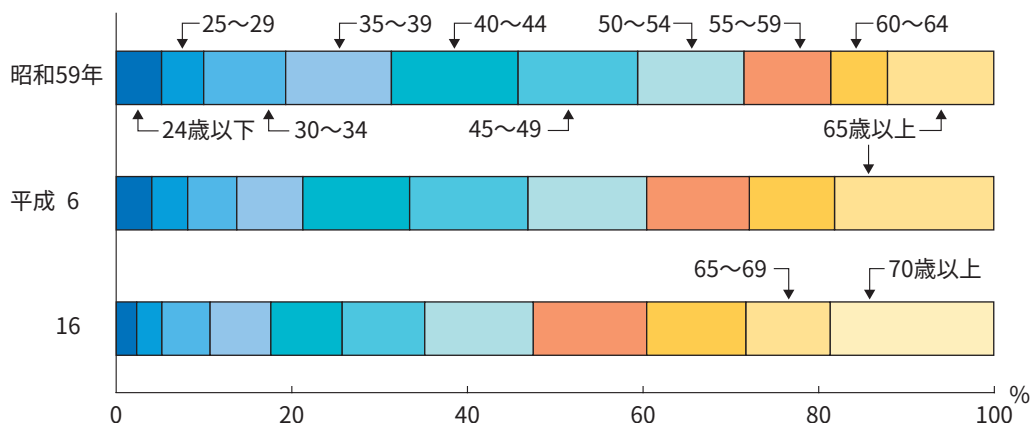
「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく表示例

第2節 食生活の現状と食料自給率の向上の取組

食生活の現状

食料消費の動向には、年齢や収入など様々な要因が影響しています。今後、少子高齢化や人口の減少等を踏まえ、消費者ニーズへのきめ細やかな対応が重要です。また、我が国の食生活は、栄養のかたよりや欠食の広がり等様々な問題をかかえています。

我が国の食料消費支出における世帯主の年齢階層別構成比



食育の推進

市町村や学校、地域グループ等が食育に取り組む動きが広がっています。今後、食育基本法に基づく国民運動としての食育の推進、「食事バランスガイド」等を活用した「日本型食生活」の実践が重要です。

事例 学校給食を活用した家庭や地域での食育の取組

熊本県上天草市かみあまくさしの上小学校では、PTAと学校栄養職員を主体とするグループが、月1度、家庭の食生活の点検、給食を題材とした栄養バランスの学習、独自の給食の献立の作成等、地域全体での食育を実践しています。

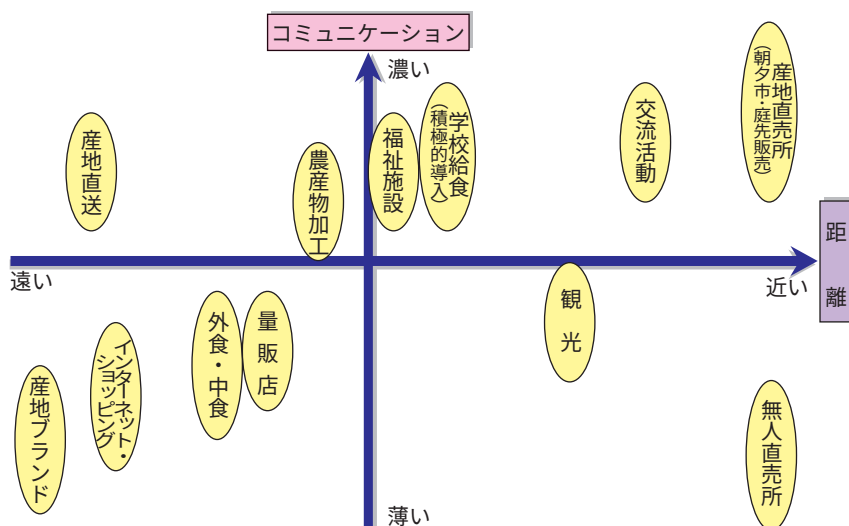
これらの取組を通じ、望ましい食生活への保護者の理解が進み、家庭で食育を進める手助けとなっています。



地産地消の推進

地産地消の取組は、地場農産物の直売所での販売、学校給食での利用等多様な形態で進展しています。今後、直売施設等の環境整備への支援、情報交換の場づくり、人材の育成等に取り組むことが重要です。

地産地消の分類（イメージ）

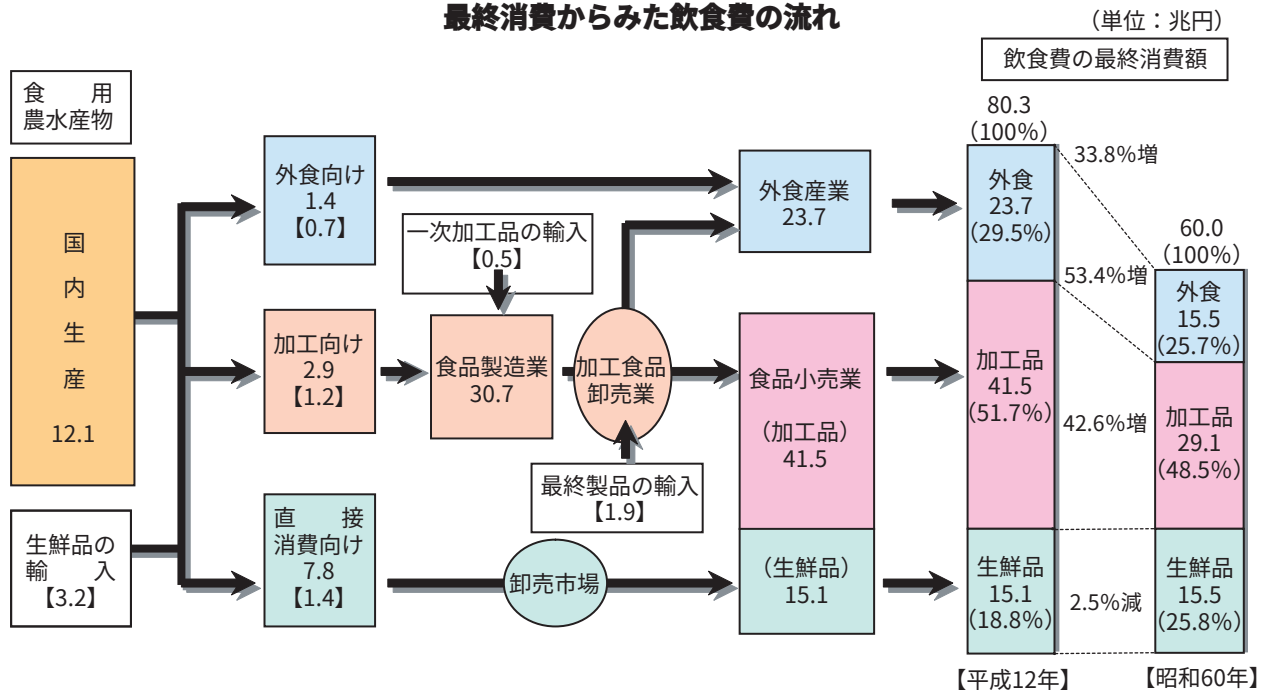


地元野菜を販売し、地産地消に取り組む小・中学生

食料産業の動向

国内総生産（GDP）の1割を占める食料産業は、多様化・高度化する消費者ニーズに対応するとともに、生産から流通、消費に至るコスト削減が求められています。また、国産農産物の特性を活かすため、食品産業と農業の連携強化が重要です。

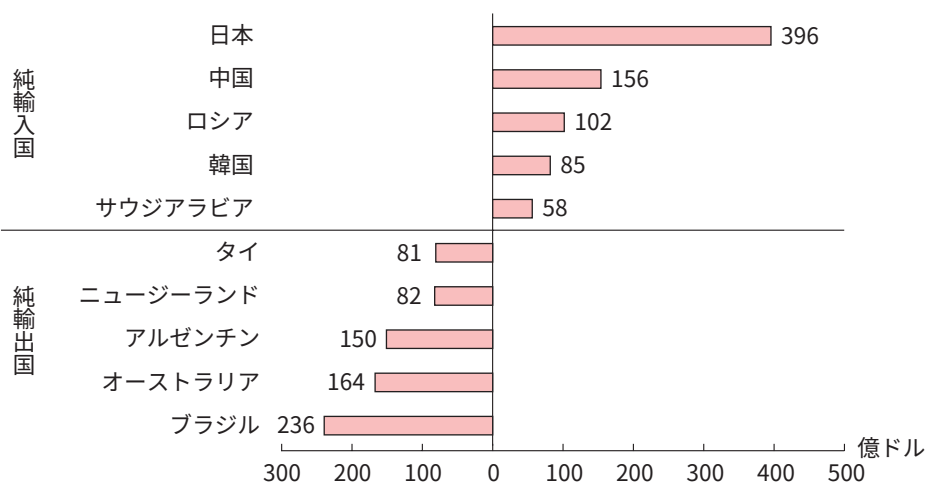
最終消費からみた飲食費の流れ



農産物輸入の動向

我が国は、食の多様化等を背景に、農産物輸入の質・量がともに変化しており、世界最大の農産物純輸入国となっています。農産物輸入の多くを特定国に依存しているため、輸入先国の生産動向や国際的な市況の変動等の影響を受けやすい輸入構造となっています。

世界の農産物純輸出入額の上位5か国（2004年）

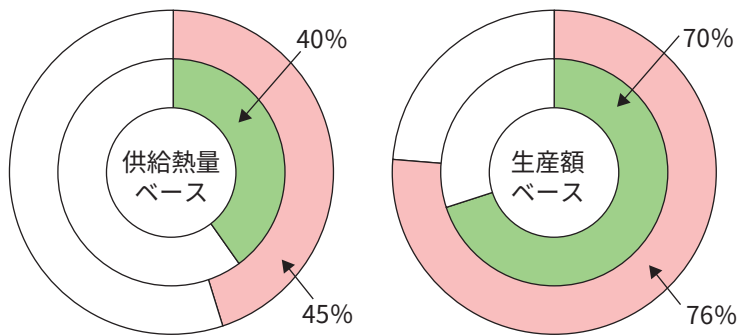


食料自給率の動向とその目標の意義

食料自給率は、食生活の変化等により長期的に低下しています。食料自給率の目標は、食料消費と農業生産両面にわたる国民参加型の取組指針としての意義があります。

今後、食料自給率向上に向けた取組を通じた国内の食料供給力の強化が重要です。

総合食料自給率の目標



給食用野菜の栽培に取り組む園児たち

内：現状（平成16年度）
外：目標（27年度）

食料自給率向上に向けた取組

食料自給率の向上に向けて、「食料自給率向上協議会」（17年4月）が設立され、現在、行動計画に基づき、関係者の適切な役割分担のもと、食料消費・農業生産両面にわたる様々な取組が推進されています。

食料自給率向上に向けた行動計画の主な取組実績（平成17年度）

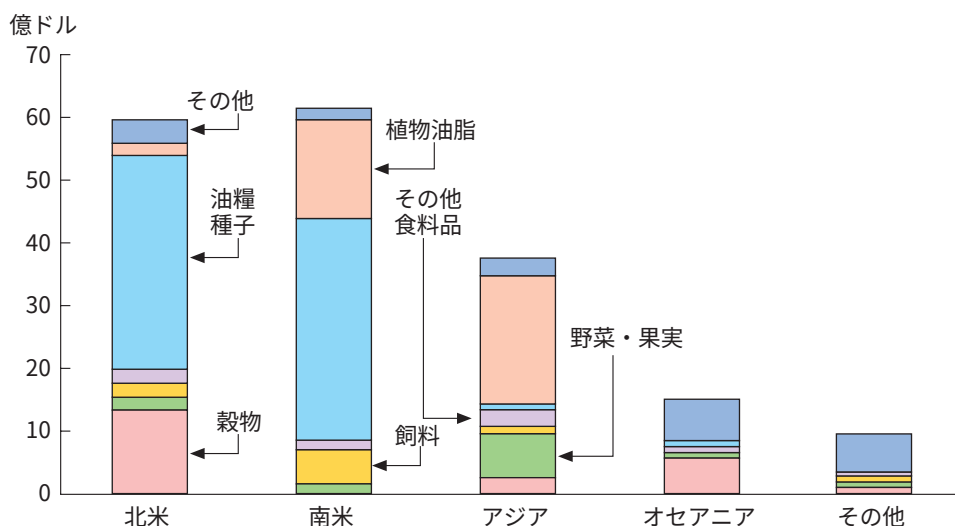
食育の推進	・「食事バランスガイド」の決定と普及・活用
地産地消の推進	・地産地消推進行動計画の策定
国産農産物の消費拡大	・米飯学校給食推進の重点化地域での意見交換会の開催
国産農産物に対する信頼の確保	・「『食品安全のためのGAP』策定・普及マニュアル」の公表
需要に即した生産の推進	・地域段階の担い手育成総合支援協議会の設置
食品産業と農業の連携強化	・食料産業クラスター協議会の設置
効率的な農地利用の推進	・農業経営基盤強化促進法等の改正、飼料自給率向上行動計画の策定

第3節 世界の農産物需給と農産物貿易交渉の動向

世界の農産物需給と農産物貿易の動向

世界の食料需給は、食料供給面では、水資源の不足等中長期的に多くの不安定要因があります。また、近年の経済発展等に伴い、中国、インド、ブラジルでは農産物貿易等に変化がみられます。中国では、南米等からの輸入の多くを油糧種子等が占めています。

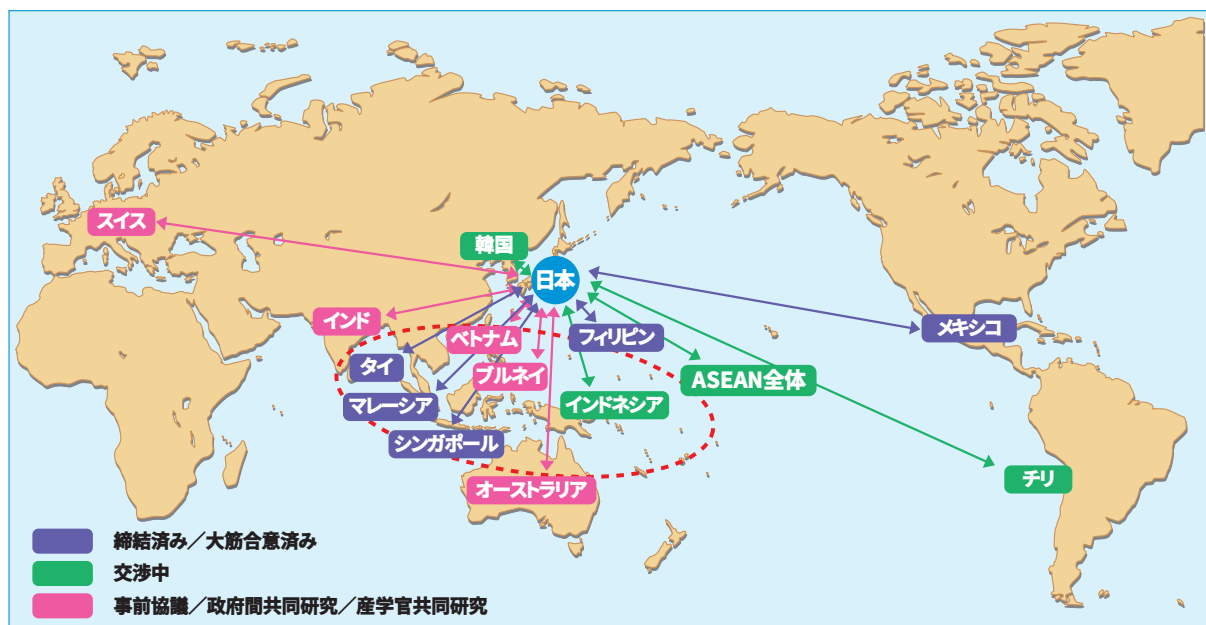
中国の地域別・品目別農産物輸入額（2004年）



EPA／FTA交渉の動向

我が国はEPA／FTAの取組を積極的に推進しており、農業分野も含めマレーシアとの協定署名等の成果をあげています。今後は、スピード感をもって交渉に取り組み、戦略的かつ前向きに対応していく必要があります。

我が国のEPA／FTAをめぐる状況



第1節 農業経済の動向

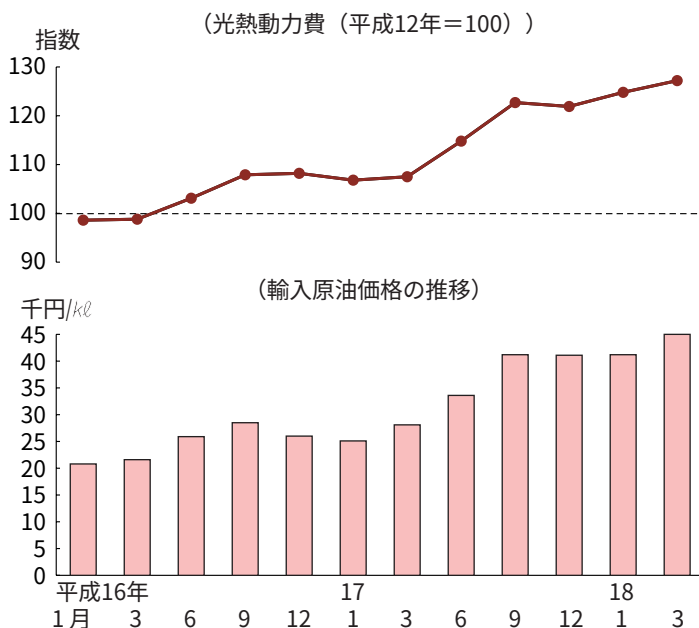
農業経済の動向

17年度は「平成18年豪雪」により農業関連施設等への被害が発生しました。また、原油価格の高騰により施設園芸農家への影響もみられます。主業農家の農家総所得は、減少傾向にあり、経営の安定を図ることが重要となっています。



「平成18年豪雪」により倒壊したハウス

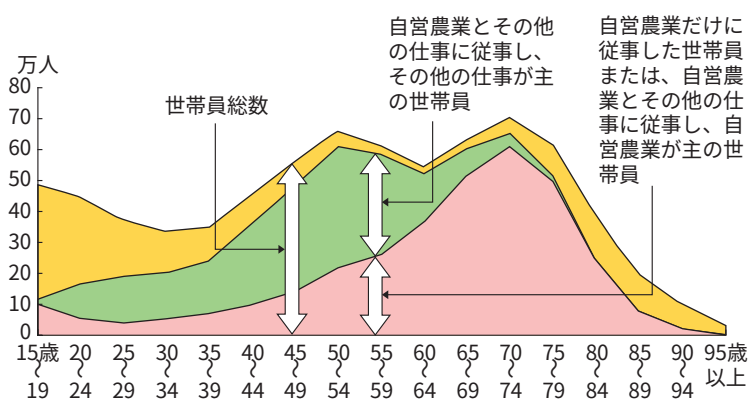
輸入原油価格と農家の光熱動力費の推移



農業労働力の動向

農業就業人口は、14.2%減少（12～17年）しており、また、主として自営農業に従事する農家世帯員等は70～74歳層が最も多くなっています。地域では、新たな就農支援体制を整備する動きがあり、今後、意欲と能力のある人材を幅広く確保することが重要です。

年齢階層別にみた農家世帯員数（平成17年、男女計）



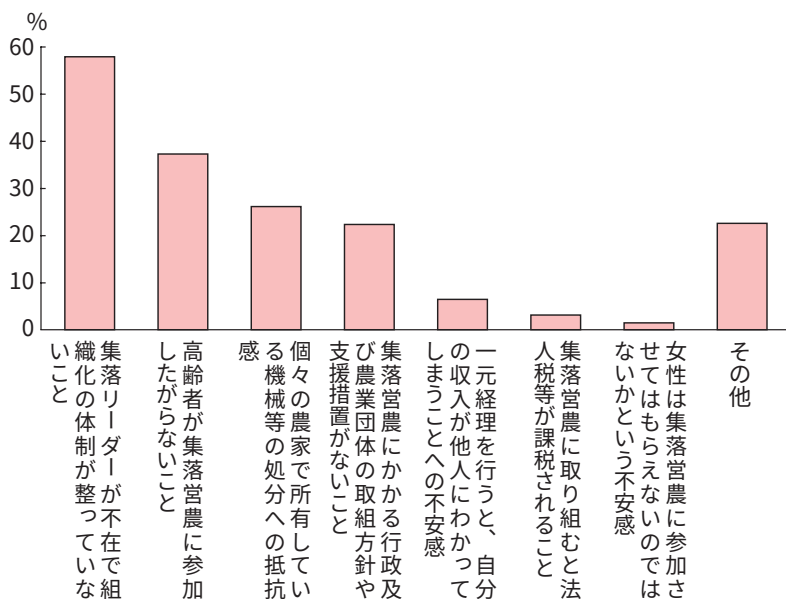
若者の農業技術研修の様子

第2節 担い手の育成・確保と地域農業の構造改革の加速化

担い手等をめぐる動向と課題

認定農業者は増加傾向にありますが、制度の運用改善やその育成・確保の加速化が重要です。また、兼業農家、高齢農家、担い手農家等多様な主体が参画した集落営農の組織化を推進するため、組織化の具体的なメリットの周知等の取組が重要です。

集落営農の組織化・法人化に当たっての問題点（複数回答）

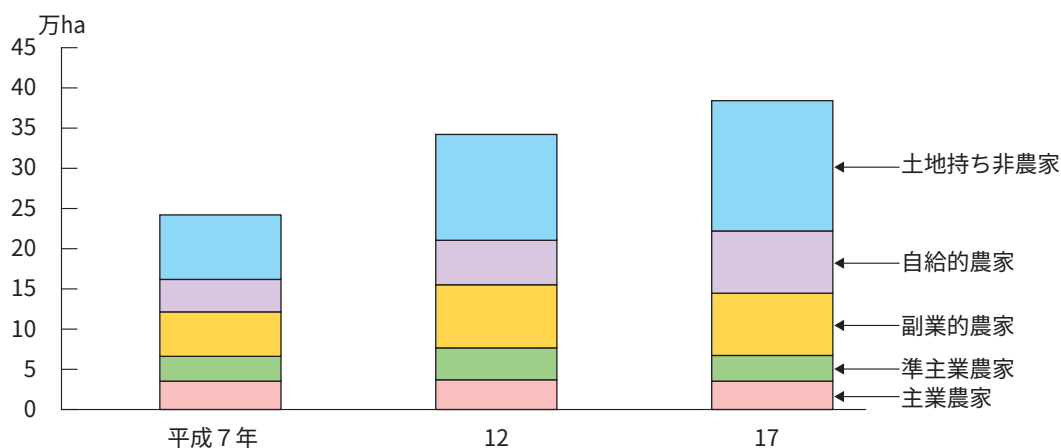


集落営農に携わるオペレーター

農地の確保と有効利用

高齢化等に伴う労働力不足により、耕作放棄地が増加しています。このため、地域の実態に即した耕作放棄地対策の推進や担い手への農地の利用集積の促進、多様な主体の参画による農地の有効利用の促進等が重要です。

耕作放棄地面積の農家形態別の推移（全国）



農業構造の動向

担い手農家は、規模拡大や経営の多角化を進めていますが、水田農業への経営資源の集中に遅れがみられ、また、高齢者主体の農業労働力のぜい弱化が懸念されます。今後、効率的かつ安定的な経営体の育成・確保が喫緊の課題です。

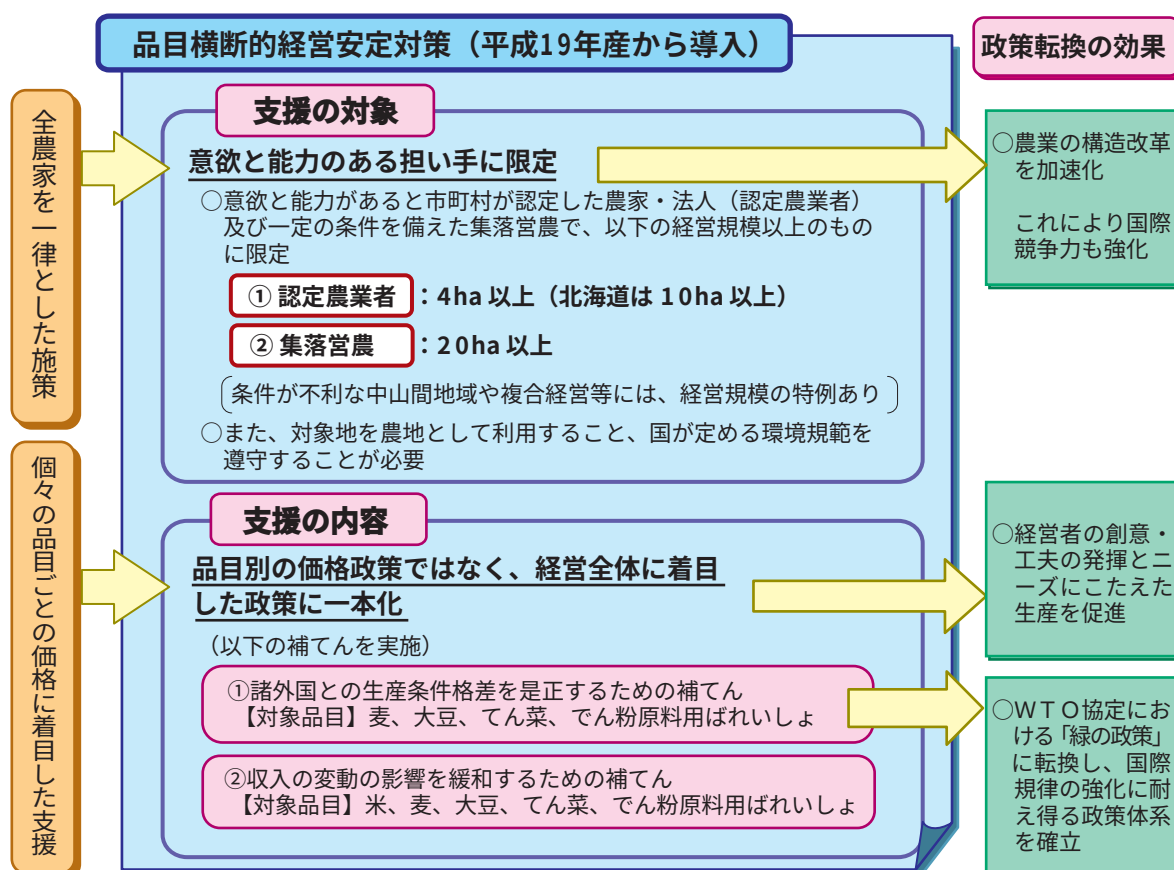
主な品目別にみた農業産出額の農家類型別シェア（平成16年（概算）、全国）

農業総産出額 88千億円		農業産出額（千億円）		
		主業農家 38%	準主業農家 24%	副業的農家 38%
米	20			
麦類	1	80		7 13
野菜	22	81		8 11
果樹	8	67		15 17
生乳	7	96		2 3

品目横断的経営安定対策の導入

農業の構造改革の加速化等を図るため、戦後農政の大きな転換となる「品目横断的経営安定対策」の具体的仕組みが17年10月に決定されました。今後、19年産からの導入に向けて、対象者要件を満たす担い手の育成・確保の取組の一層の推進が重要です。

品目横断的経営安定対策のポイント



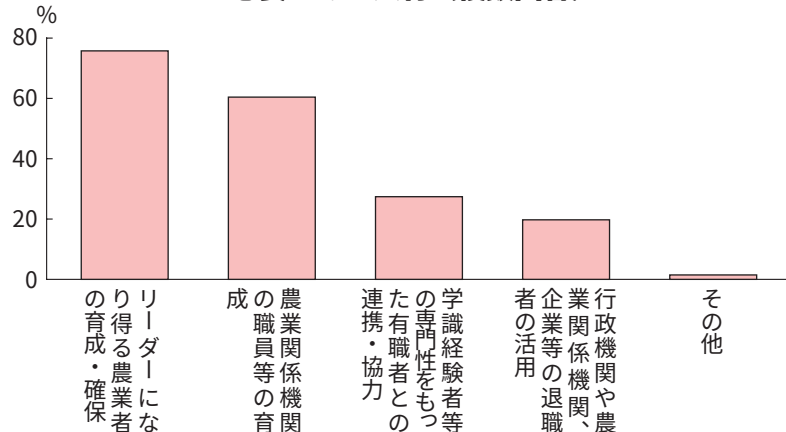
担い手の育成・確保と地域農業の構造改革の加速化

農業関係機関や地方公共団体が参画した担い手の育成・確保のための全国運動が強力に推進されています。また、市町村合併等が進むなかで、現場で農業振興に携わる農業関係機関の連携強化や多様な人材の育成・活用などの取組が重要となっています。



担い手の育成・確保に向けた集落座談会

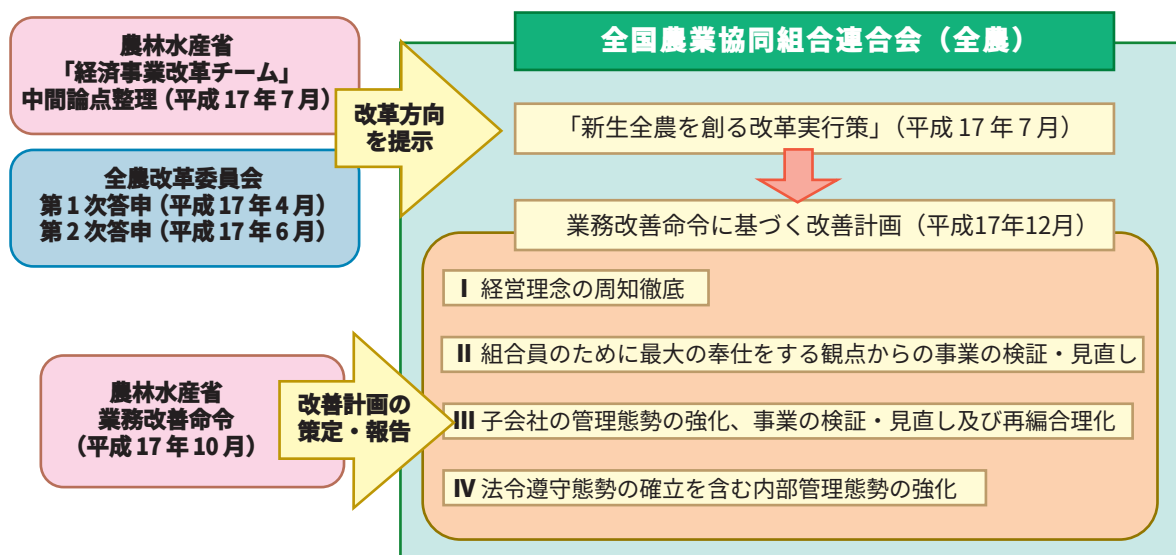
地域農業振興のために育成、確保及び活用する 必要のある人材（複数回答）



農協の課題と改革の取組

農協の経済事業については、改革の立遅れや不祥事の多発、農協利用率の低下等の問題が顕在化しています。今後、農協系統全体として、抜本的な改革に取り組む必要があり、国民からの理解と支持が得られる取組の推進が不可欠です。

全農・経済事業改革への取組

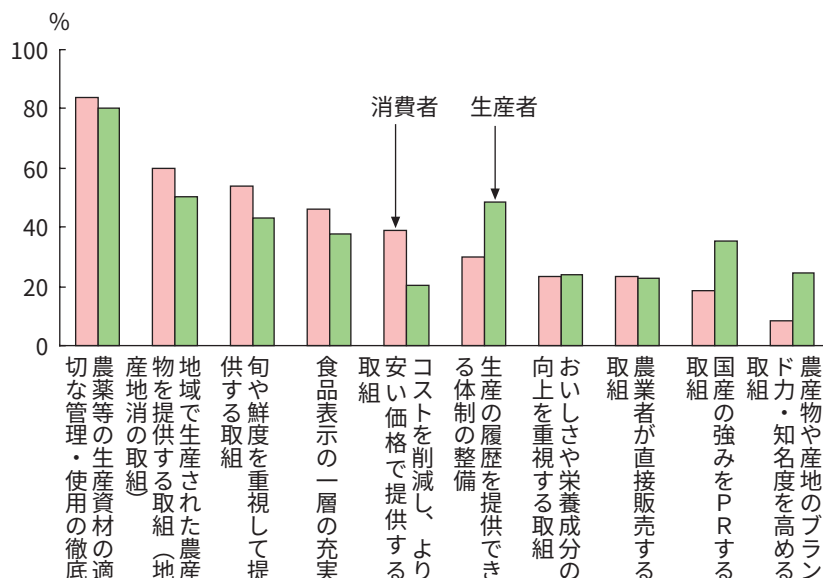


第3節 国産の強みを活かした農業生産の展開

国産の強みを活かした農業生産の展開

消費者等の国産農産物への志向を踏まえ、国産の強みを発揮して、産地における安全確保や地域ブランド化、知的財産の活用や革新的な技術の開発・普及、創意・工夫を活かした所得向上等の取組の推進が重要です。

国産の強みを発揮するために重視すべき取組（複数回答）

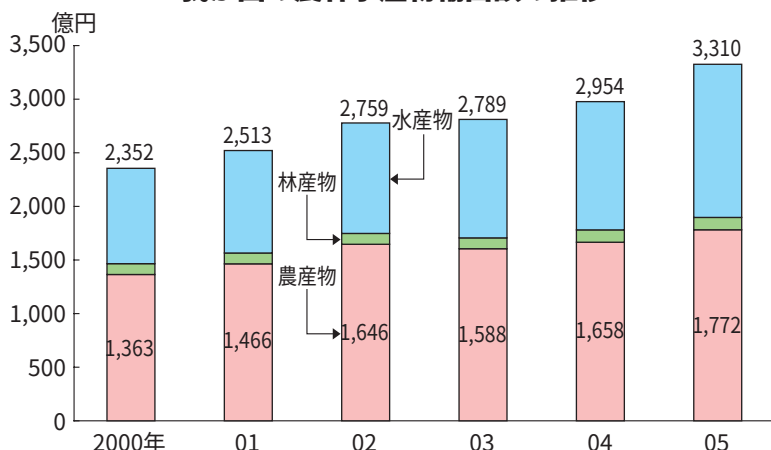


糖度の高いネギで地域ブランド化を図る生産農家（上）と農産物に添付するシールの例（下）

農産物輸出の取組の推進

農産物輸出は、日本食への世界的な関心の高まりや東アジアの経済発展等を背景に、増加傾向にあります。今後、民と官が一体となって、ニーズの把握、販路の開拓、国内産地づくり、地域ブランドの確立・保護、輸出阻害要因の是正等に取り組むことが重要です。

我が国の農林水産物輸出額の推移



注：グラフ上段の数値は農林水産物合計の輸出額である。



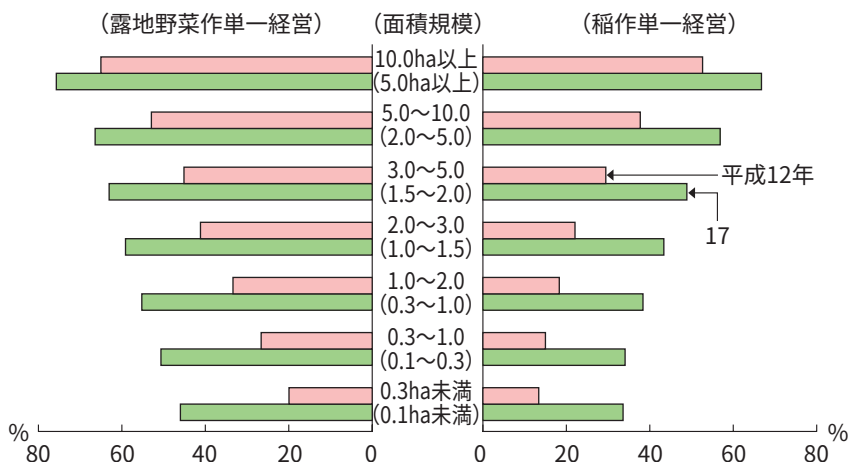
展示・商談会の様子（中国・上海）

第4節 環境保全を重視した農業生産の推進

環境保全を重視した農業生産の推進

環境保全型農業に対する消費者等の関心が高まるなか、農家の取組が広がりつつあります。今後、農業環境規範の実践や「農地・水・環境保全向上対策(仮称)」により環境負荷を大幅に低減する先進的な取組の推進が重要です。

環境保全型農業に取り組んでいる農家の 作付け面積規模別割合（全国、販売農家）



注：面積規模の上段は稲作、下段（ ）内は露地野菜作の面積規模を表す。



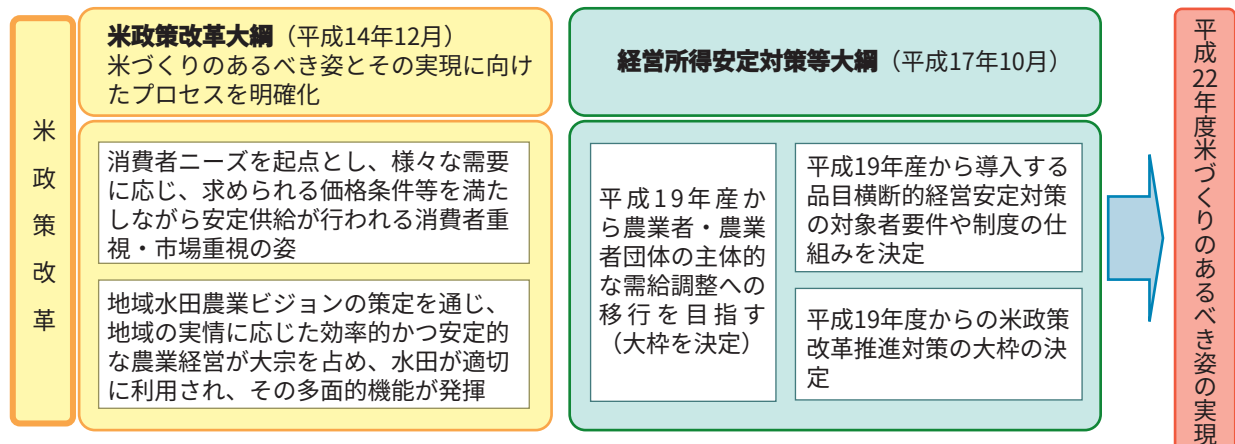
防虫ネットを活用した環境保全型農業の取組

第5節 需要に即した生産の推進

米、麦、大豆、野菜、果実、畜産

米は、19年産からを目指す農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行、「米政策改革推進対策」の円滑な実施が重要です。麦、大豆、野菜、果実、畜産は、既存制度の見直しを進め、担い手の経営安定、生産性の向上、産地の構造改革等の推進が重要です。

米政策改革の推進

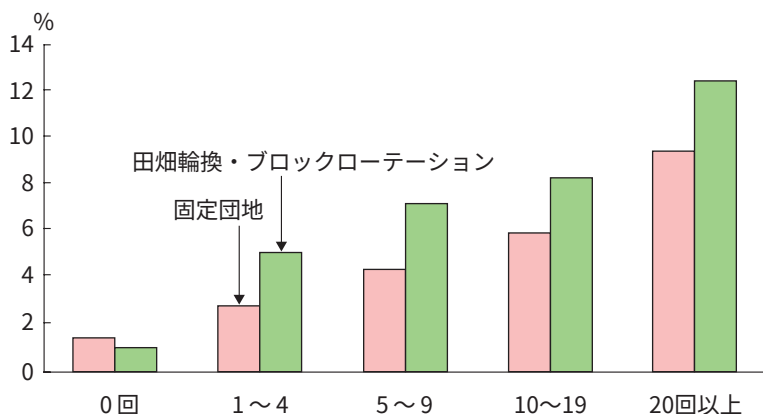


第1節 農業集落の動向

農業集落の動向

農業集落は、農業生産や住民の相互扶助等の面で様々な役割を担っていますが、農家戸数の減少や過疎化・高齢化等の進行により大きく変貌しています。農業集落での寄り合いの開催頻度は、生産調整活動の取組にも影響を与えています。

農業集落の生産調整活動への取組割合
(平成12年、年間寄り合い開催回数別)



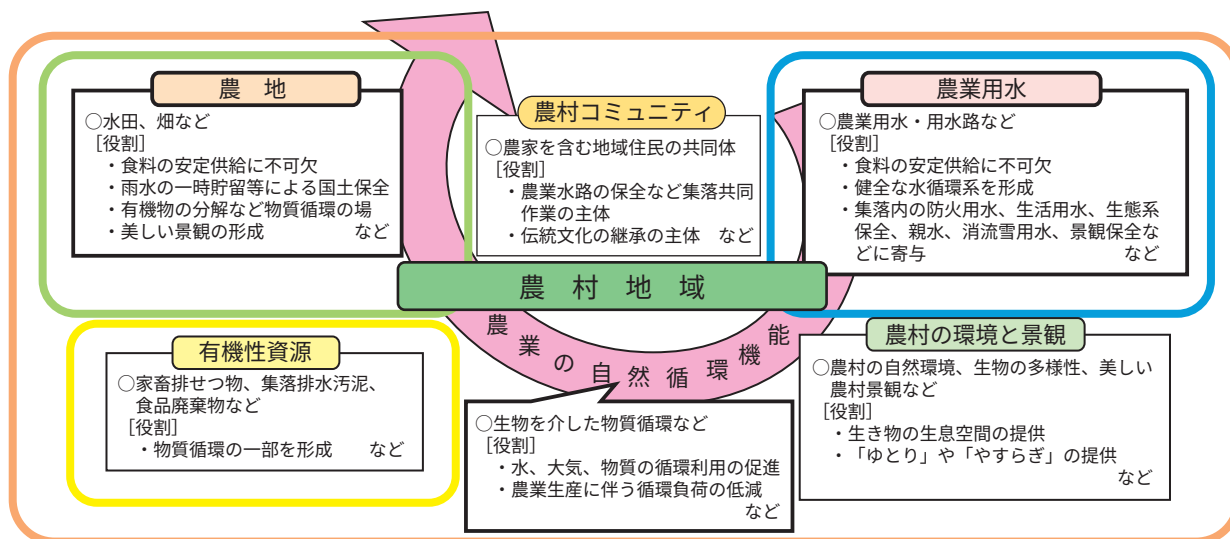
集落における共同作業の様子

第2節 農村の地域資源の現状と課題

農村の多様な資源の現状と多面的機能

農村には、多様な地域資源があり、特に、農地や農業用水等は食料の安定供給、多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本です。しかしながら、農業生産活動の停滞や集落機能の低下により、多面的機能の発揮に支障を生じることが懸念されています。

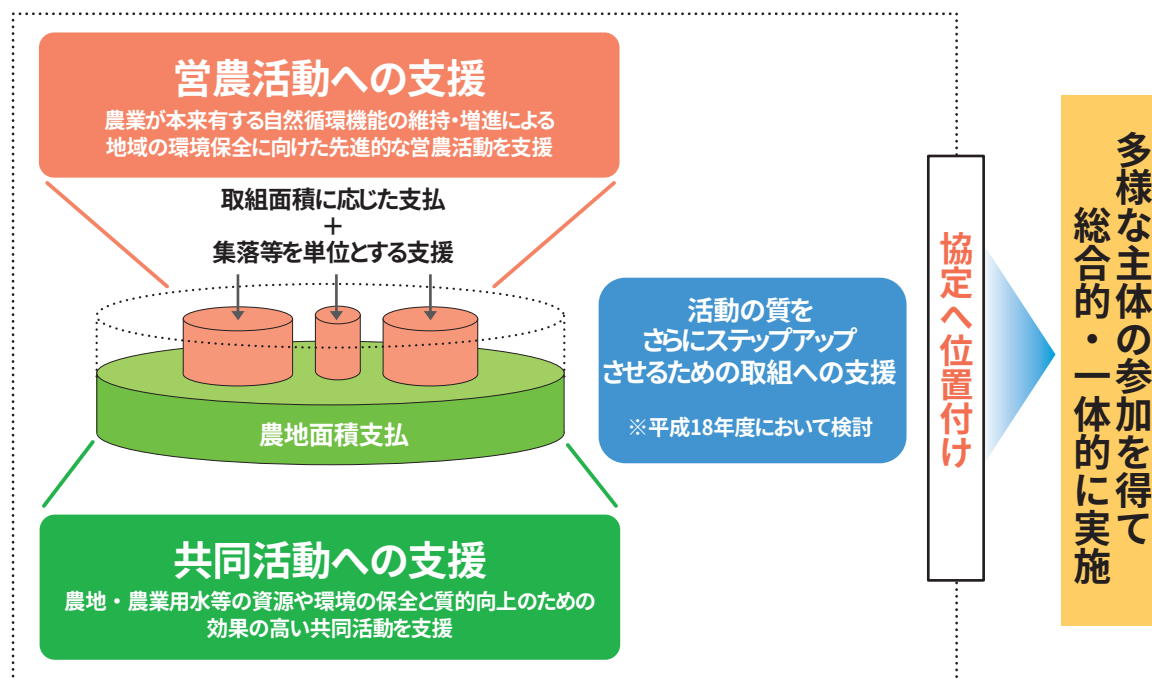
農村資源の概要



農村資源の保全管理の動向と課題

農家主体の農村資源の保全管理が困難となっていること等を踏まえ、多様な主体が参画した地域活動を促すため、新たな地域振興政策として「農地・水・環境保全向上対策（仮称）」が19年度から導入されます。今後、施策の普及、推進体制の整備が重要です。

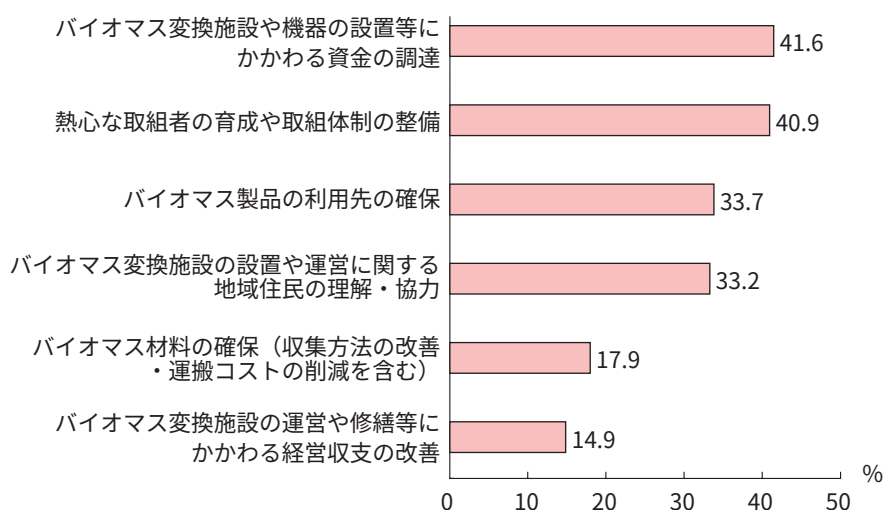
農地・水・環境保全向上対策（仮称）の概要



バイオマスの利活用の促進

循環型社会や化石資源に過度に依存しない社会の構築を図る上で重要なバイオマスの利活用の取組が進められています。今後、新たなバイオマス・ニッポン総合戦略（18年3月）を踏まえ、行政や大学、環境NPO等が一体となった取組の推進が重要です。

バイオマス利活用の取組における主な重要課題（複数回答）



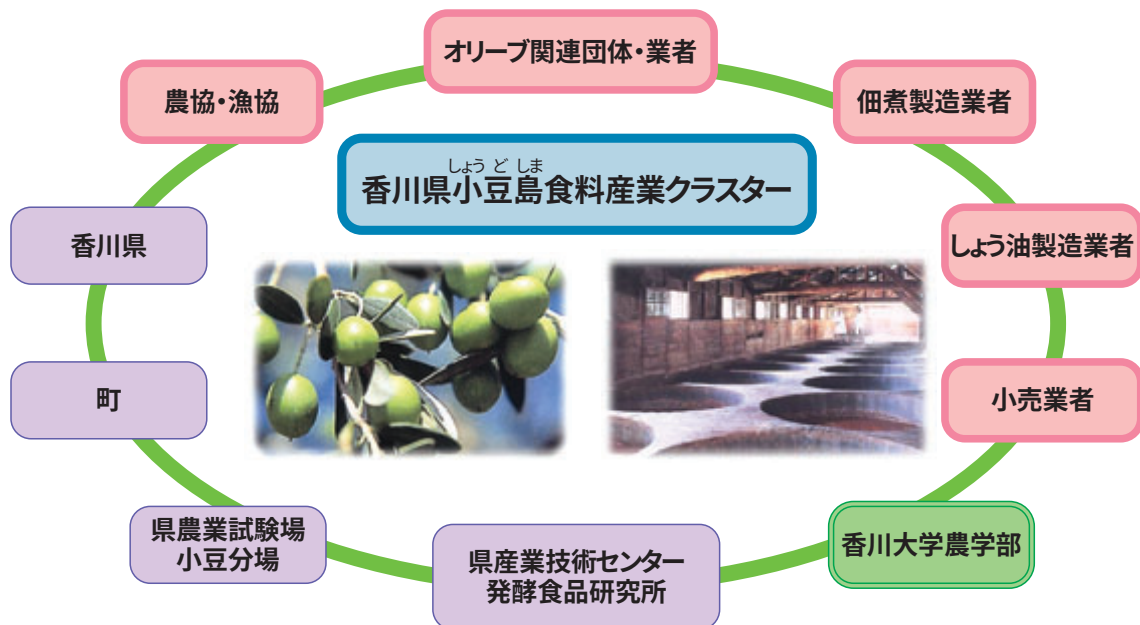
廃食油の回収に協力する人々

第3節 活力ある農村の創造

地域資源を活用した農村経済の活性化

農業と食品産業等が連携した食料産業クラスターの形成等による地域経済活性化の取組が各地で進展しています。今後、関連産業や異業種も加わった新製品の開発や地域ブランドの育成、地域資源の掘り起こしやリーダーとなる人材の育成等が重要です。

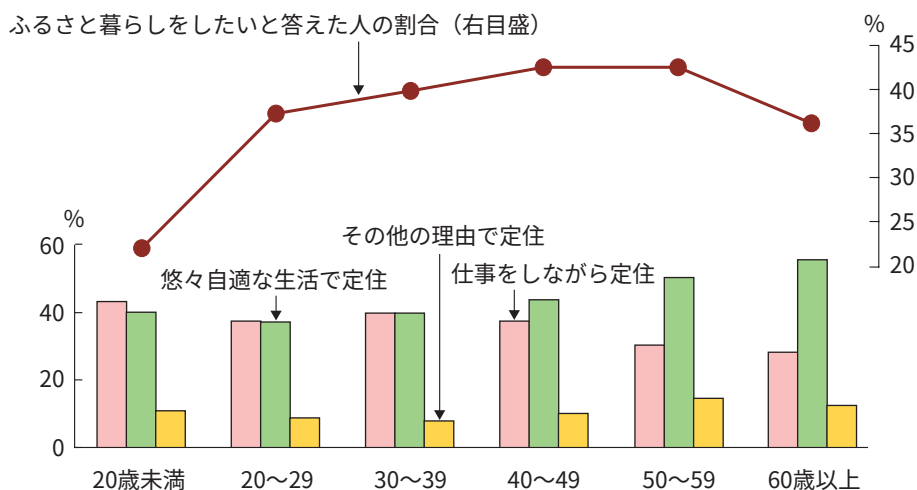
地域内での異業種連携の取組の例（香川県小豆島町）



我が国の人口動態の変化と農村地域

地方圏での人口減少が強まると見込まれるなか、中高年層における出生県へのUターン率の増加や「ふるさと暮らし」志向の高まりがみられます。今後、地域の人々が生きいきと生活し、国民のニーズにこたえる魅力ある地域づくりが求められています。

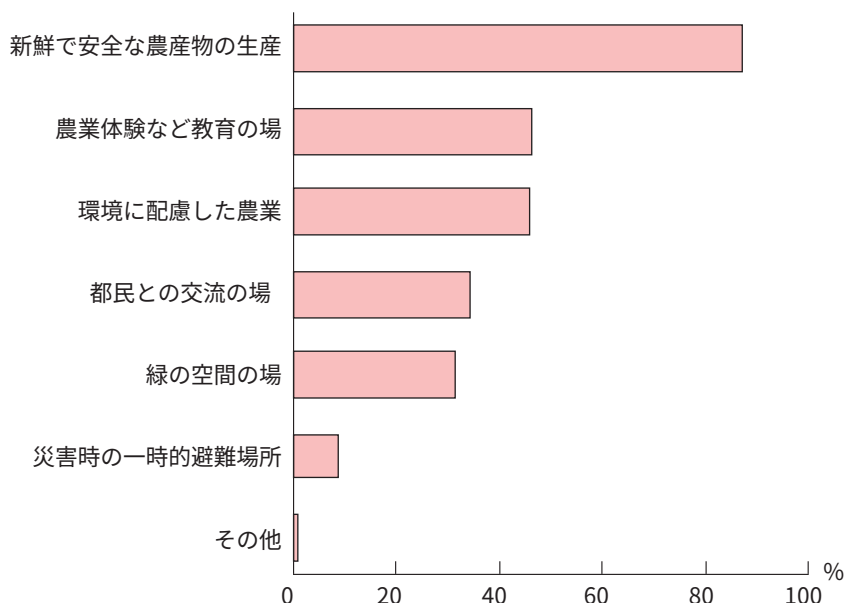
ふるさと暮らしへの意向



都市農業の果たす役割

都市農業は、新鮮な農産物の供給、緑豊かな生活環境や災害時のオープンスペースの提供、身近な農業体験など様々な役割を発揮しています。地域では、直売所の整備、援農ボランティアの育成、防災協力農地の登録などの取組がみられます。

都市農業の役割に対する都市住民の期待（複数回答）



防災協力農地の案内標識

共生・対流の取組による国民にとって魅力ある農村地域の形成

共生・対流の取組を進めていくためには、情報の受発信、都市農村交流活動やグリーン・ツーリズムにおける魅力的な体験プログラムの提供、人材の育成等都市と農村の多様な主体が参画できる環境整備が重要です。

事例 地元食材にこだわった薬膳料理を提供するグリーン・ツーリズムの取組

長崎県西海市^{さいかいし}では、地域住民と交流できる様々な体験メニューを用意して、グリーン・ツーリズムの取組を進めています。

なかでも、農業・農村の健康・福祉機能に着目し、地元の女性グループが、地元の伝統料理を基本に、地元食材や無添加加工食品を使い、体調や症状にあわせてメニューを選択できる現代風の薬膳料理を提供しており、グリーン・ツーリズムの取組の重要な柱となっています。



平成18年度の食料・農業・農村施策

このような食料・農業・農村の現状や課題を踏まえ、平成18年度は次のような施策を推進します。

I 食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策

- わかりやすく実践的な食育や地産地消の全国展開、国産農産物に対する消費者の信頼確保に向けた施策を推進します。
- 担い手に対する各種施策の集中化・重点化、食品産業と農業の連携の強化、担い手への農地の利用集積や耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用等を推進します。
- 食料自給率向上に向けた行動計画を策定し、適切な役割分担のもと、関係者が一体となった計画的な取組を促進します。

II 食料の安定供給の確保に関する施策

- リスク分析の考え方にに基づき、農場から食卓までのリスク管理の徹底、リスクコミュニケーションの推進等を図るとともに、食品表示の適正化、消費者への情報提供等を推進します。
- 食育推進基本計画に基づき、国民運動としての食育、食生活の改善、日本型食生活の実践等を推進します。また、地産地消の取組を推進します。
- 卸売市場の機能・連携強化や食品小売業の活性化、食品流通の効率化に取り組むとともに、食品産業の環境負荷の低減や資源の有効利用のための環境対策を総合的に推進します。
- 食料輸入の安定化・多元化、適切な備蓄、不測時における食料の安定供給確保のためのマニュアルの点検等を推進します。

III 農業の持続的な発展に関する施策

- 意欲ある担い手の育成・確保に向けた運動の展開、認定農業者制度の適切な運用や集落営農の組織化・法人化等の推進、担い手への支援の集中化・重点化等を図ります。
- 技術・経営研修や若年者の農業就業体験など新規就農を促進する施策を講ずるとともに、女性の農業経営や地域社会への参画、高齢農業者の活動を促進します。
- 担い手への農地の利用集積対策、耕作放棄地の発生防止・解消対策、一般企業等意欲と能力のある者の農業への新規参入の取組等を促進します。
- 品目横断的経営安定対策の19年産からの導入に向け、所要の制度改正等に取り組むとともに、対策の内容の周知、執行体制の整備等を図ります。
- 地域における食料産業クラスターの形成等による農業と食品産業の連携を推進するとともに、海外における日本食・日本製品の普及、販路開拓への支援等輸出倍増対策を推進します。

- バイオテクノロジー等の先端技術やITを活用した革新的技術の開発・普及、新品種等の知的財産権の保護・活用、農業生産資材費の低減に資する対策を推進します。
- ほ場の大区画化や水田の汎用化、農業水利施設等の適切な更新・保全管理、農村環境に配慮した基盤整備、効率的・効果的な事業実施等を推進します。
- 農業環境規範の実践、持続性の高い農業生産方式の導入や畜産環境対策、「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づくバイオマスの利活用等を推進します。

IV 農村の振興に関する施策

- 農地・農業用水等の資源や農村環境の保全向上を図る地域共同の取組を促進する施策の導入に向け、保全向上活動へのモデル的な支援や効果的な保全管理手法の検討、農業生産活動における環境負荷低減の取組効果の調査等を実施します。
- 先進事例の発信・奨励による地域自ら考え行動する取組、中山間地域等直接支払制度の実施、鳥獣害防止対策の取組等を推進します。
- グリーン・ツーリズムの普及を図るための都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、共生・対流に取り組みやすい社会環境の整備、都市農業の多様な役割を踏まえた市民農園の整備等を推進します。
- 情報通信基盤等生活環境の整備や医療・福祉等のサービスの充実、各種防災対策を推進します。

V 国際交渉への取組

- 「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能等が十分配慮され、食料輸入国と輸出国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指して、WTO交渉に積極的に取り組みます。
- 我が国と相手国における農林水産業等の共存・共栄が図られることを基本とし、「守るところは守り、譲るところは譲る、攻めるところは攻める」との考え方のもと、戦略的かつ前向きにEPA／FTA交渉に臨みます。

VI 団体の再編整備に関する施策

- 農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区について、再編整備等を行うとともに、担い手育成支援窓口の一元化や共同事務局化等を推進します。

VII 施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

- 工程表に沿って、各種施策の具体化を推進し、その進捗管理を適切に行うとともに、政策評価を活用して施策の効果等を検証し、必要に応じ施策内容の見直し等を図ります。
- 施策の決定と実行過程の透明性を高める観点から、情報の公開、国民に政策情報をわかりやすく伝え、関心・意見等を施策等に反映させる情報の受発信を推進します。



「平成17年度食料・農業・農村白書」の全文及び要旨は、農林水産省ホームページに掲載しております。<http://www.maff.go.jp>

なお、これらの内容に対するご質問などがありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

〒100-8950
東京都千代田区霞が関 1－2－1
農林水産省大臣官房情報課情報分析室
電 話：03－3501－3883
FAX：03－3593－9467
E-mail：hakusyo@nm.maff.go.jp



この用紙は、日本の森林を育てるために間伐材を積極的に使用しています。（間伐材10%＋古紙90%）